

【就学支援金】 申請/不申請の手続のお願い(1年次4月分)

就学支援金は、全ご家庭を対象に、在学中計4回の手続があります(1年次4月、各年次7月)。
 今回の手続では、4月～6月分の支給可否について、国(静岡県)が判定します。
 次回は7月に同様の手続があり、7月～翌年6月分の支給可否が判定されます。
 太枠内をご確認のうえ、世帯状況に応じた申請/不申請の手続をお願いします。
 制度については裏面をご一読のうえ、事務室支援金係にお問い合わせください。

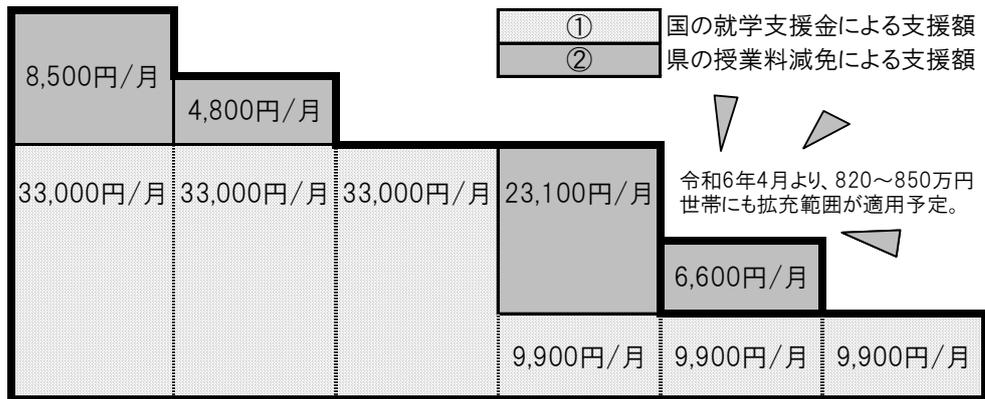
<p>手続期日</p>	<p><input type="checkbox"/> 2024年4月17日(水)まで/期日厳守 不申請者も手続あり</p> <p>4/18(木)以降、事務室がとりまとめを開始します。手続未完了の場合は、4/30(火)を最終期日とします。これを超えて入力が5月になると、4月分の支給ができない可能性があります。県から注意喚起されています。公的支援制度の利用には、期日厳守にご協力ください。</p>
<p>手続方法</p>	<p><input type="checkbox"/> スマートフォン等から手続専用サイト(e-Shien)にログイン・入力</p> <p>4/8(月)に保護者の皆さまに配布する「ログインID通知書」(個別のもの。全ご家庭で要3年間保管)を使用し、就学支援金の手続専用サイト(e-Shien)にログインして、保護者の方が申請/不申請の手続をお願いします。下記補足事項と、配布資料「これから就学支援金を申請する方へ(文科省)」に沿って、操作を進めてください。操作に困ったら、同資料の文科省HPから、動画「e-Shienの操作方法<新規申請編>」も参照してください。</p>
<p>申請者</p>	<p><input type="checkbox"/> 申請者全員</p> <p>e-Shienにログインして、新規申請の項目から意向登録を選択。その後の画面でチェックボックスにレ点を入れ、「高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。」を選択。画面の案内に沿って意向登録を完了し、続けて、生徒情報、保護者情報、収入状況の入力を行う。 この時、次の2点にご注意ください。なお、網掛け(追加対応)に該当しない方は、以上で手続完了となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者情報入力画面において、ひとり親家庭でない場合は、必ず保護者2名分の情報を入力すること。 (保護者の一方が収入・課税なしでも、世帯としての保護者2名分の情報入力、個人番号入力が必要です) 2. 同画面で、マイナンバーカード読み取りによる課税情報等の取得は行わず、個人番号を直接入力すること。 (配布資料「これから就学支援金を申請する方へ」の申請手順を参照。判定時のエラー回避が目的です) <p style="text-align: center;">以下は該当者のみ、追加対応するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 海外赴任者・国外在住者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年1月1日現在で海外赴任中の方は、勤務先から海外赴任証明書を入手し、事務室に提出してください。 ・2023年1月1日現在で国外に在住している方(外国人保護者で、母国で仕事をしている等)は、左記時点で国外にすることがわかる公的書類(該当者のパスポートの出国歴が分かるページの写し等)を提出するなど、いずれかの形で証明をお願いします。判断に困る場合は、一旦事務室にご相談ください。 ・海外赴任者・国外在住者は、日本国内での課税対象外です。従って日本に残る保護者の課税情報により就学支援金が判定されますが、この場合の加算支給はありません(最大でも9,900円/月支給の意味)。 また、就学支援金と連動した静岡県授業料減免制度による支給は、県の規定上、受けられません。 <p><input type="checkbox"/> 不開示希望者</p> <p>DV・虐待等の被害を受けて避難している場合において、現在の住所・居所の特定を避けるため、マイナンバーを利用した情報照会の不開示を希望する場合は、事務室に個別にご連絡ください。</p> <p><input type="checkbox"/> (後日対応)1. 税の申告を確認できない場合 2. 税額に変更があった場合等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国(静岡県)が判定する際に、保護者のマイナンバーから税の申告を確認できない、といったケースがあります。例えば自営業のご家庭で、保護者両名の確定申告がされていないと、該当する場合があります。今回の2024年4月申請では、「2023年度(令和5年度)課税情報」が判定に必要となります。従って該当者が行う手続としては、①各市町の税務担当課にて、該当保護者の2023年度の税を申告する、②その課税証明書を事務室に提出することとなります。本校からの連絡後、期日までに対応をお願いします。 2. 申請後、2023年度の税額に変更があった場合や、在学中、保護者情報そのものに変更が生じた場合は、各支援制度の支給区分変更に関係するため、事実発生より10日以内に事務室にご連絡ください。
<p>不申請者</p>	<p><input type="checkbox"/> 不申請者全員</p> <p>e-Shienにログインして、新規申請の項目から意向登録を選択。その後の画面でチェックボックスにレ点を入れ、「所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。」を選択。画面の案内に沿って意向登録を完了し、以上で手続完了となります。 国の規定上、全ご家庭の意向を計4回の手続の度に確認するため、次回以降の手続もご協力をお願いします。(ログインID・パスワードについても、在学中は保管をお願いします)</p>

令和6年度 国と県の授業料支援制度

- ◎ 保護者等の税の申告がなされていない場合、基準額の判定ができず、公的支援制度が受けられませんので、ご注意ください。
- ◎ ①国の就学支援金制度、②静岡県の授業料減免制度による支援額は、申請したご家庭に代わって学校が受け取り、授業料に充てるものです。各学校が設定する授業料(本校は41,500円/月)を上限として、最大3年間支給されます。

②授業料減免の支援上限額 → 本校の授業料(41,500円/月)迄

①就学支援金の支援上限額 → 全国平均授業料を勘案した水準



図表参考：静岡県私学協会

※1 世帯年収の目安		0～270万円	270～350万円	350～590万円	590～700万円	700～850万円	850～910万円
※3 実際の判定方法	算定式	保護者等※2の「(市町村民税の課税標準額×6%)－市町村民税の調整控除の額」により判定します。 ※政令市にお住まいの場合は、「(市町村民税の課税標準額×6%)－(市町村民税の調整控除の額×3/4)」となります。 ※生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(主に高校2年生)は、「(市町村民税の課税標準額－330,000円)×6%」－市町村民税の調整控除の額」となります。					
	基準額	0円～100円未満	100円～48,300円未満	48,300円～203,100円未満	203,100円～275,100円未満	275,100円～304,200円未満	304,200円未満

- ※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安年収例です。実際には世帯の課税情報で判定されるため、目安年収は参考情報であり、支給可否の基準ではありません。
- ※2 保護者等とは、原則「親権者(父及び母)」(ひとり親世帯の場合は、父又は母)になります。実質的な監護関係にある者ではありません。
- ※3 実際の判定では、国(静岡県)が保護者のマイナンバーから世帯の課税情報を確認し、自動的に判定します。ご自身で確認したい場合は、各市町の税務担当課で課税証明書を取得し、算定式にあてはめてください。(本校では支給可否を判断いたしませんので、ご了承ください。支給対象か迷う場合は、申請をお勧めします)

各支援制度の流れ

①国の就学支援金制度

- ・全ご家庭に、申請/不申請の手続を在学中計4回お願いします。1年次は4月と7月、2年次以降は7月のみです。
- ・1回目：4月オンライン手続→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→認定・返金9月頃
- ・2回目：7月オンライン手続→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→認定・返金11月頃→返金翌月から授業料と相殺
- ・認定されるまでは通常の授業料を毎月納めていただき、1回目の認定後は4月～6月分の支援額が返金されます。2回目の認定後は7月～翌年6月分のうち、7月～認定月分を返金、認定翌月～翌年6月分を授業料と相殺します。処理状況により、認定・返金時期はやや前後します。なお、2年次以降は、この2回目と同じ流れです。
- ・支給対象のご家庭は、毎回必ず申請してください。最新の課税情報に応じて支給区分が毎回判定されます。所得制限により支給対象外のご家庭も、恐れ入りますが国の規定上、不申請の手続を毎回お願いします。支給対象か迷う場合は申請してください。申請しないと判定を受けられず、本校は支給可否を判断いたしません。また、特待生S・A・Bのご家庭も、世帯状況に則した申請/不申請の手続をお願いします。

②静岡県の授業料減免制度

- ・①就学支援金が認定されたご家庭に対して、静岡県の予算から、さらに上乗せして授業料を支援する制度です。
- ・②の手続は、原則必要ありません。①の結果に連動して、静岡県が支給対象・支給区分を自動的に判定します。
- ・支援額は次の2期に分けて算定され、年度末に年間合計額が一括支給されます(支給後に受領書の提出あり)。
4月～3月分支援額＝[4月～6月分(①の4月支給区分に連動)]＋[7月～3月分(①の7月支給区分に連動)]
- ・(県外保護者のみ)②を利用する場合は、他県同制度を利用しない誓約書を提出してもらいます(併用は不可)。他県同制度を優先することも可能で、その場合は管轄部署をお調べになり、保護者各自で手続を進めてください。

③高校生等奨学給付金制度

- ・上記2種類とは別に、非課税世帯及び生活保護世帯を対象として、授業料以外の教育費が支援される制度です。支援額は世帯により年額約5～15万円で、毎年夏頃、保護者が居住する県に各自で手続を行う必要があります。
- ・対象世帯の方は、Webで「高校生等奨学給付金」と検索になり、居住する県の管轄部署や期日をご確認ください。学校主導の手続ではないこと、手続の負担が比較的多いことに注意して、保護者各自で手続を進めてください。なお、静岡県の手続情報は本校にも届くため、県内家庭にご案内が可能です。希望者は事務室にお問合せください。